

高齢者補聴器購入費用助成事業 利用案内

1. 対象となるかた（以下の要件をすべて満たすかた）
 - 貝塚市の住民基本台帳に記録されている 65 歳以上のかた
 - 市民税非課税世帯（申請月が 4 月から 5 月の場合は前年度の市民税、6 月から翌年 3 月の場合は当該年度の市民税を対象とする。）
 - 医師から補聴器が必要と認められ、初めて購入するかた
 - 身体障害者手帳（聴覚障害）を所持していないかた
2. 助成内容
 - 左右いずれかの耳に装用する補聴器本体 1 台分の購入費用を対象とし、1 人 1 回限り。
 - 管理医療機器として認定された補聴器購入にかかる費用の 2 分の 1。ただし、上限額 25,000 円
 - 故障、修理、メンテナンスなどの費用及び集音器の購入費並びに診察料、検査料、証明書料、送料その他購入のために要した費用は助成対象外。
3. 注意事項
 - 助成決定前に購入した機器は助成対象となりません。
 - 決定通知書到着後に補聴器を購入のうえ、決定日から原則 3 か月以内に助成金を請求してください。
 - 医療機関で診断を受けた結果、助成の対象とならない場合があります。

問合わせ先
貝塚市健康福祉部
高齢介護課 高齢者支援担当
TEL 072-433-7010
FAX 072-433-7404
メール koreikaigo@city.kaizuka.lg.jp

※裏面もご覧ください

4. 助成の流れ

